

静岡県環境衛生科学研究所研究員行動規範

I 基本的使命（研究員倫理を含む。）

1 環境衛生科学研究所の使命の達成に対する貢献

研究員は、良好な大気・水質環境等の保全、感染症のまん延防止、安全・安心な医薬品・食品等の品質確保に関する課題に取り組み、その研究成果を積極的に社会に還元することにより、静岡県の環境と県民の健康の保持に貢献する。

2 研究所の研究員に求められること

研究員は、県民や業界のニーズ、環境の変化に沿った課題を設定し、自身の研究の意義と役割を県民に積極的に説明するとともに、県民生活や環境に及ぼす影響、起こり得る変化等を研究成果として公正かつ誠実に公表する。

3 研究員としての職員倫理・法令順守

研究員は、静岡県職員倫理規則、静岡県環境衛生科学研究所倫理指針、個人情報保護や利益相反の管理等に関する関係法令、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等の試薬の取扱に関する関係法令等を遵守する。

また、公的研究機関の研究員として、研究の透明性・公共性・公平性を重視し、誠実かつ責任を持って、常に県民から信頼される研究を遂行する。

4 研究員としての自立性の確保

研究員は、常に自身の研究を評価・点検し、適切な改善によって研究の質の向上を目指すとともに、自らが創出する学術的知見や技術に対して責任を有することを自覚し、専門的知識や能力・技術の維持向上を図る。

5 公正な研究環境の確立と維持

研究員は、責任ある研究を行うことができる公正な研究環境を確立し、維持するとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、それを伸ばす職場環境を創り出す。

6 法令関連業務及び技術支援業務

研究員は、法令等に基づく試験検査や常時監視・測定の業務において、迅速かつ信頼性の高いデータを行政に提供するとともに、健康被害発生時などの緊急時に対応し、県民の健康と良好な生活環境の維持向上を図る。

また、得られた成果を活用して、県民や企業などに対して広く技術支援を行い、県民生活の更なる発展に貢献する。

研究員は、これらの法令等に基づく関連業務と技術支援業務をバランスよく遂行する。

II 具体的な行動の規範

1 研究立案

研究員は、研究を立案するに当たっては、県民や業界のニーズ、研究を取り巻く環境の変化等を的確に把握し、研究所の使命に照らして自らの解決すべき課題は何かを明確にする。

また、当該研究の現状と過去の技術開発を把握し、研究内容や研究目標、成果の普及対象を明確にするとともに、その研究の新規性・発展性を確認し、研究成果から得られる波及効果を想定した上で、研究を開始する。

さらに、研究に必要な人員や共同研究先などの研究体制を構築し、計画的に実施する。

2 研究実施

研究員は、積極的に情報収集をするとともに、幅広い分野の有識者の外部評価を受け、研究の質の向上を目指す。

また、研究成果や業務上知り得た情報は適正に管理し、守秘すべき情報の秘密保持を徹底するとともに、個人情報の提供を受けて研究を実施する場合は、倫理指針に従い、適切に研究を実施する。

さらに、研究費を適正に管理し、効果的かつ効率的に執行する。

3 研究成果の公表

研究員は、合理的な理由がある場合を除き、積極的に研究成果を公表する。公表に際しては、データや論拠の信頼性を十分に検証し、正確な情報を提供する。

4 研究成果の技術移転

研究員は、産学官の連携活動を通じて積極的に共同研究を実施するとともに、特許等の知的財産権の取得・活用に努め、技術移転を推進し、研究成果を社会・県民に還元する。

5 競争的研究資金

研究員は、県として必要な事業や研究については、適切に予算措置されるよう本庁事業担当課への十分な説明に努める一方、より優れた研究環境の整備と研究成果のため、積極的に競争的研究資金の獲得を目指す。

また、研究終了後も、研究成果や技術を基にして新たな需要を見出し、更なる研究課題の設定と継続した研究資金の獲得を目指す。

6 班長・研究リーダーの役割

班長・研究リーダーは、差別やハラスメント等の問題が起こらないように、日頃から研究員とのコミュニケーションを心掛け、相互の信頼関係を構築する。

研究の立案に際しては、行政や業界の状況を的確に把握し、社会的・学術的意義を明確に捉え、県の戦略基本指針に照らして適切な研究課題を設定する。

また、研究の遂行に当たっては、研究員が最大限の能力を発揮し、より大きな成果を得られるよう研究環境の整備に努め、研究成果を積極的に発表するよう指導する。